

畜産・酪農生産力強化対策事業

【3, 000百万円】

対策のポイント

畜産・酪農の生産力強化を図るため、酪農経営における受精卵移植・性判別技術等を活用した和牛主体の肉用子牛の生産拡大及び優良な乳用種後継雌牛の確保、和牛繁殖経営におけるICT等の新技術を活用した繁殖性の向上、養豚における優良な純粋種豚の導入による豚の生産能力の向上等の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、畜産・酪農の生産力を強化するためには、和牛繁殖経営の繁殖性の向上と和牛主体の肉用子牛の生産拡大や肥育経営のコスト削減による経営改善、優良な乳用種後継雌牛の確保等を通じた酪農経営の収入増を推進していくことが必要です。
- ・また、国産豚肉の競争力強化を図るため、養豚業の基礎となる種豚の生産性向上等を図る必要があります。

政策目標

- 生乳の生産量（745万t（平成25年度）→750万t（平成37年度））
- 牛肉の生産量（51万t（平成25年度）→52万t（平成37年度））
- 豚肉の生産量（131万t（平成25年度）→131万t（平成37年度））

<主な内容>

畜産・酪農の生産力の強化を図るため、以下の事業を支援します。

また、基金を造成し、複数年度の事業実施を可能とするなど弾力的な運用を行います。

1. 酪農経営改善対策

酪農経営における和牛主体の肉用子牛の生産拡大や優良な乳用種後継雌牛の確保等を進めるため、畜産クラスター計画に基づく以下の取組を支援します。

- (1) 和牛受精卵を活用した和子牛生産の拡大、性判別受精卵・精液を活用した優良な乳用種後継雌牛の確保等の経営改善に向けた計画的な取組
- (2) 和牛受精卵等の生産拠点の機器整備
- (3) 性判別精液生産機器等の導入
- (4) 受精卵移植技術の高位平準化のための実技研修会等の開催

2. 肉用牛繁殖性向上対策

畜産クラスター計画に基づき、和牛繁殖経営におけるICT等の新技術を活用した繁殖性の向上等を図るための取組（発情発見装置の導入等）を支援します。

3. 養豚競争力強化対策

養豚業の基礎となる種豚の生産性向上等を図るため、以下の取組を支援します。

- (1) 優良な純粋種豚・精液の導入
- (2) 飼料利用性を測定するための機器導入
- (3) 肉質を測定するための機器導入
- (4) 飼養衛生管理の高度化を図るための機器導入

4. 家畜生産性向上対策

家畜の改良増殖目標の達成等のため、家畜の遺伝的能力を最大限に発揮させるための技術指導等の取組を支援します。

（補助率：基金管理団体へは定額（支援対象者へは定額、1／2以内）
基金管理団体：民間団体
支援対象者：畜産クラスター協議会に位置づけられた農協等の構成員である農業者等）

[お問い合わせ先：生産局畜産振興課（03-6744-2587）]

畜産・酪農生産力強化対策事業

- 和牛繁殖経営においては、高齢化の進展や繁殖成績の低下等により和子牛の生産が減少しており、酪農経営においても、交雑種の生産が増加する一方で、乳用種後継雌牛が減少
- このため、受精卵移植・性別別技術等を活用し、和子牛の生産拡大等及び優良な乳用種後継雌牛の効率的な確保を図る取組等を推進
- 国産豚肉の競争力強化を図るため、種豚の生産性向上等を図る取組を推進

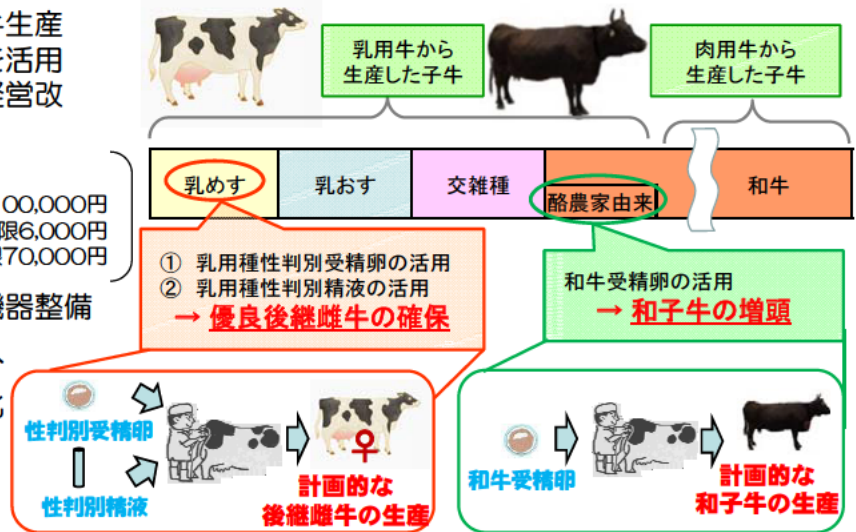
■ 和牛主体の肉用子牛の生産拡大及び優良な乳用種後継雌牛の確保

- 和牛受精卵を活用した和子牛生産の拡大、性別別受精卵・精液を活用した優良後継雌牛の確保等の経営改善に向けた計画的な取組

補助率1/2以内。ただし、

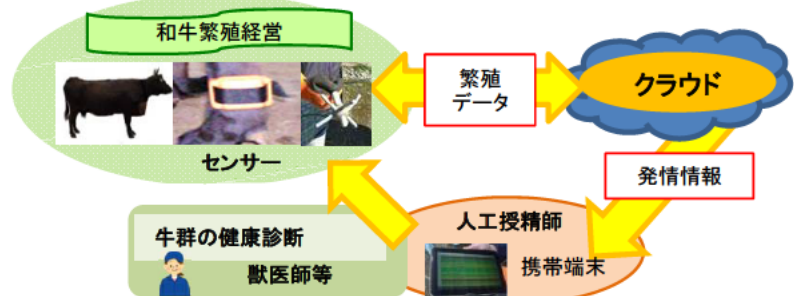
- ・乳用牛性別別受精卵：1頭当たり上限100,000円
- ・乳用牛性別別精液：1頭当たり上限6,000円
- ・和牛受精卵：1頭当たり上限70,000円

- 和牛受精卵等の生産拠点の機器整備
- 性別別精液生産機器等の導入
- 受精卵移植技術の高位平準化のための実技研修会等の開催



■ ICT等を活用した繁殖性の向上等

- 繁殖雌牛の歩数や体温等から人工授精の適期等を判断するための機器の導入
- 人工授精に関する情報等をクラウド上に蓄積し、飼養管理の改善・指導に活用



■ 養豚業の基礎となる種豚の生産性の向上等

- 優良な純粋種豚・精液の導入
- 飼料利用性を測定するための機器導入
- 肉質を測定するための機器導入
- 飼養衛生管理の高度化を図るための機器導入



肉質の測定



畜舎消毒洗浄ロボット

■ 家畜の遺伝的能力を最大限に発揮させるための技術指導等

- 生産性のデータ収集・分析に基づいた技術指導や現地講習会の開催

〔 支援対象者：畜産クラスター協議会に位置づけられた農協等の構成員である農業者等 〕

草地難防除雑草駆除等緊急対策事業

【700百万円】

対策のポイント

難防除雑草駆除計画を策定し、計画に基づき行う高位生産草地への転換や駆除対策の活用・普及等の取組に対し支援するとともに、コントラクターや生産組合が利用率の低下した公共牧場等を有効活用するために行う草地の生産性改善及び機械の導入等の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、将来にわたり意欲をもって畜産経営を継続していけるよう、自給飼料の一層の生産拡大を図り、畜産・酪農の競争力強化を一層強力に進める必要があります。
- ・自給飼料の生産拡大を図るためには、草地の生産性向上を図る必要がありますが、近年、従来の草地改良では防除の難しい難防除雑草の繁茂による草地の生産性の低下や全国の飼料作物作付面積の約1割を占める公共牧場等の利用率の低下が大きな課題となっています。
- ・このため、難防除雑草の繁茂した草地に対し、地域に合った駆除対策を計画・実行する取組や利用率の低下した公共牧場等の荒廃草地に対し、生産性を改善し有効活用する取組等の推進が必要です。

政策目標

飼料作物の生産量（350万TDNトン（平成25年度）→ 501万TDNトン（平成37年度））

<主な内容>

1. 草地難防除雑草駆除対策

難防除雑草駆除計画を策定し、計画に基づき行う高位生産草地への転換（除草剤散布、耕起、砕土、整地、施肥、土壌改良資材投入、優良品種の導入等による施工）及び駆除対策の活用・普及等の取組を支援します。

2. 荒廃草地活用対策

既存の利用者以外のコントラクターや生産組合が利用率の低下又は遊休化した公共牧場等の荒廃草地を有効活用するために行う飼料生産・収穫・調製機械の導入、草地の生産性改善等の取組に対し支援します。また、生産活動拠点を構築するために行う飼養管理施設の改修、乳用育成牛・肉用繁殖雌牛の導入、人材育成等の取組を支援します。

（補助率：定額、1／2以内）
事業実施主体：民間団体）

[お問い合わせ先：生産局飼料課 （03-6744-2399）]